

学会誌『日本語教育』著作物取扱規程

制 定 2017 年 12 月 23 日
2017 年度第 3 回理事会
一部改定 2024 年 12 月 22 日
2024 年度第 2 回理事会

（目的）

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）が発行する学会誌『日本語教育』（以下「学会誌」という。）に掲載される論文及び記事（以下、「論文等」という。）について、執筆者および本学会との権利関係を明確にし、論文等の有効活用を図り、もって日本語教育に関する研究・実践・情報交流の発展に寄与することを目的とする。

（本規程が適用される範囲）

第 2 条 本規程は、学会誌に投稿又は寄稿される全ての論文等に適用する。

（著作権の帰属）

第 3 条 執筆者は、論文等に関する一切の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）を無償で本学会に譲渡し、本学会が論文等を受領した時点で、論文等の著作権は本学会に帰属する。ただし、本学会が受領した論文等が、学会誌に掲載されない旨が決定された場合は、執筆者に対してその決定通知の発信と同時に、著作権は執筆者に返還されるものとする。

（電子化等の許諾）

第 4 条 執筆者は、当会による論文等の電子化に伴う複製、本学会ウェブサイトおよび総合電子ジャーナルプラットフォームへの登録および公開に伴う公衆送信について、これを許諾したものとみなす。

（著作者人格権）

第 5 条 執筆者は、著作権を譲渡した論文等の著作者人格権を行使しないものとする。
2 本学会は、論文等を利用する場合は、執筆者の名誉・声望を害することのないよう十分に配慮するものとする。

（執筆者等による著作物の利用）

第 6 条 学会誌が刊行されてから 2 年を経過した後は、執筆者は論文等を自ら利用することができる。ただし、論文等を他の学会誌ならびに学術誌等に投稿するなど利用の態様が、本学会の利益を不当に害すると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の規定において、執筆者が営利を目的として論文等を利用する場合、事前に本学会の許諾をえなければならない。

3 執筆者は、前三項の規定により論文等を利用する場合に、研究誌名および当該論文等が掲載された刊・号を明示しなければならない。

（著作権の管理）

第 7 条 本学会は、学会誌が刊行されてから 2 年を経過するまでは、第三者に対して、論文等の著作権の利用を許諾しないものとする。ただし、第三者から著作物の利用申請があった場合、本学会が、その裁量により適当と認めた者について利用を許諾することができる。

2 前項により、本学会が利用を許諾した場合に、対価が発生したときは、本学会がこれを収受し、本学会活動にのみ使用するものとする。

3 本学会は、第三者による著作権侵害等の違法行為を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（執筆者の責任）

第 8 条 執筆者は、論文等の内容が、第三者の著作権を含むいかなる権利利益を侵害していないものであると保証する。

2 著作物が第三者の著作権およびその他の権利を侵害した場合は、その一切の責任を、執筆者が負うものとする。

（合意管轄）

第 9 条 当会及び執筆者間において紛争（本規程の適用の有無にかかわらず一切の紛争をいう。）が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（その他事項）

第 10 条 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については、著作権法に拠るものとする。

附 則

本規程は、2017 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。